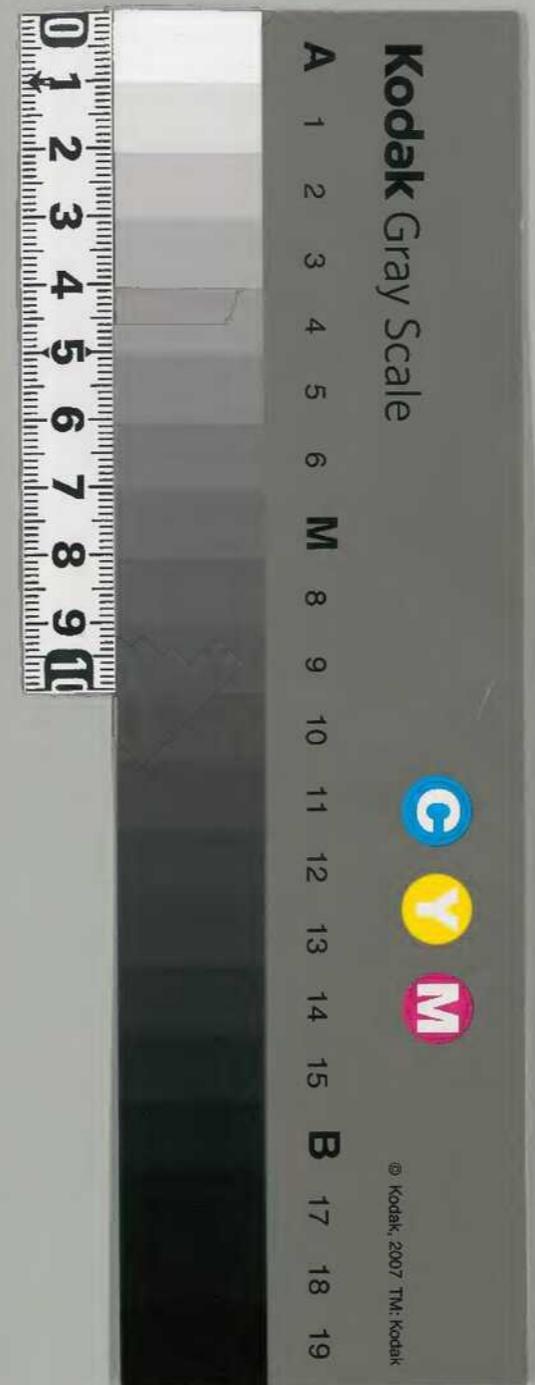
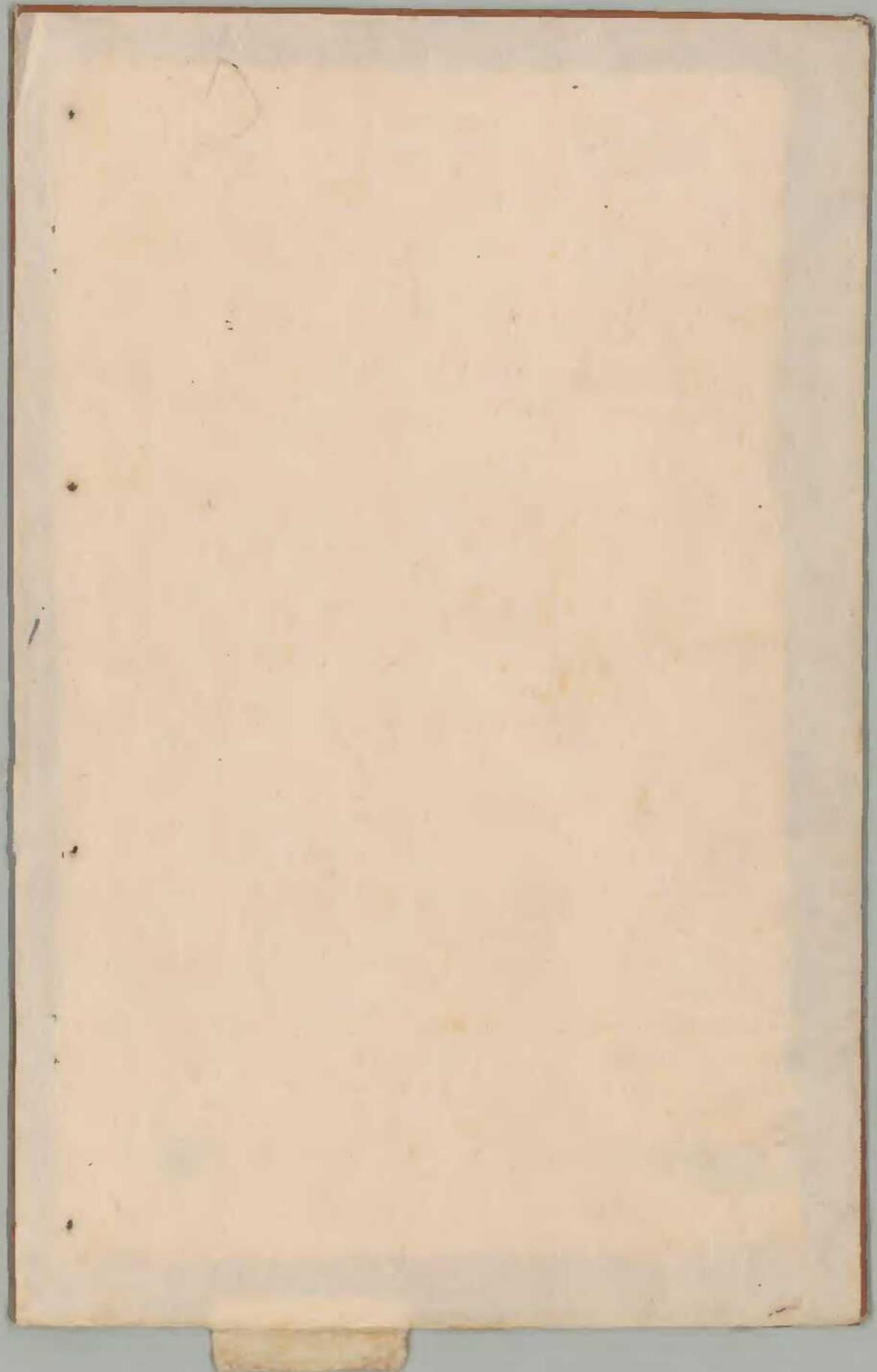




十 憲憲記





天正二年 甲戌 正月朔日

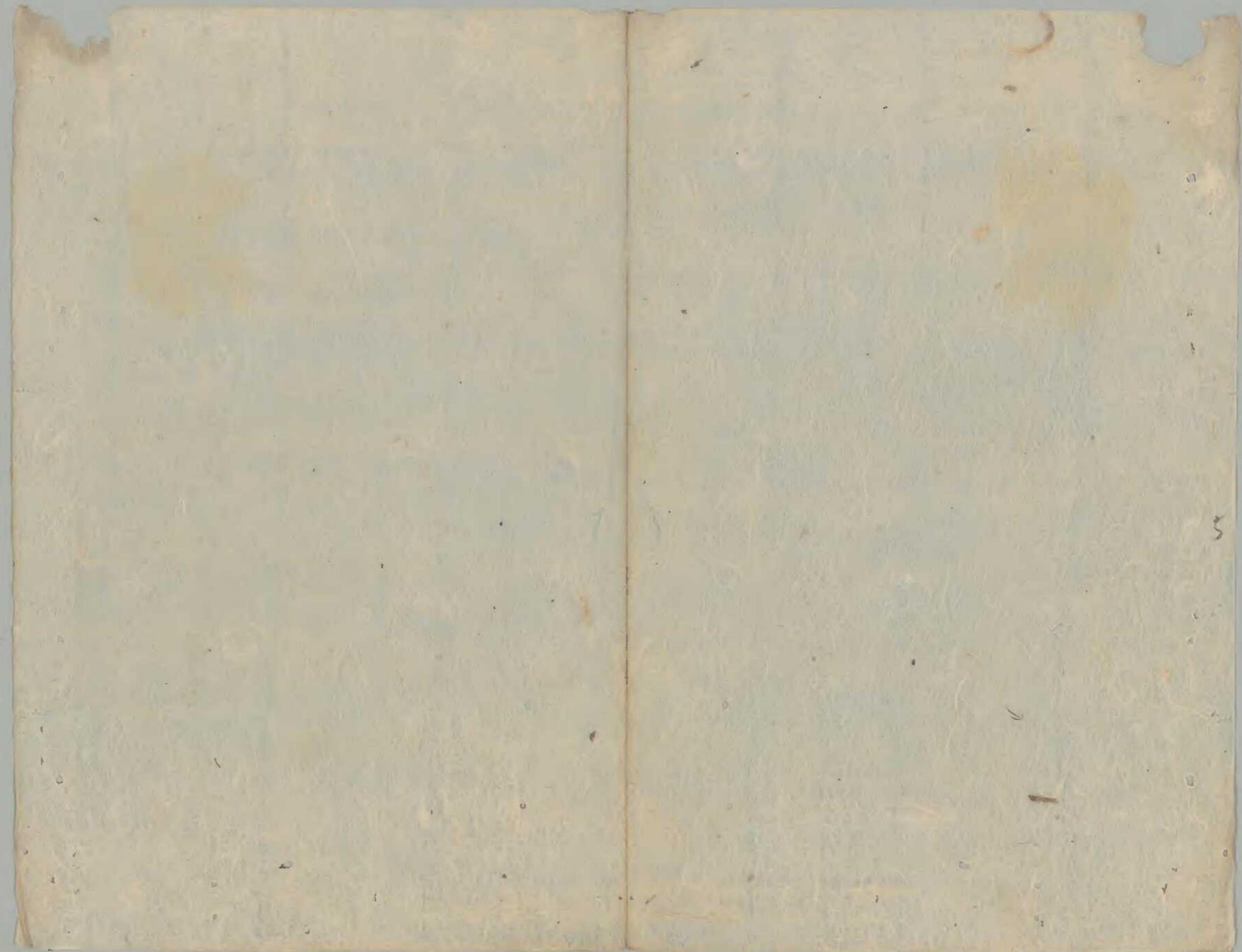
三九六  
庚土

往臂相至

大慶家







天正二年  
甲戌正月朔日

留日  
丁丑

晋大二小三小四大九杂六余七大八余九大夫

一今寔祐集以魯繹傳所愚聞者多矣、而此方以爲之三年  
一朝、卒矣。

一  
年  
陳  
月  
曆

後漢書

卷之三

本居宣長

一左ノ九三中庸一往志下ニテニテ四陽爻攝之月

一案不報化後三十餘年。士人有大怒。二案者。至文忠公。又十四歲。如  
般之。而卒。亦有二子。入仕。此之類也。

八四

一章海內勤一  
一張弓有二弓頭

四日

一鳥の運動/

一布衣三疋靴被せれ被作付をミリカシト

一皮撫着ヒヤウおれ東方室起之木代穿界ヒテ上戸一人物事

一餅腰一腰至頭面便

一無事あひ衣被付毛羽留メテテラ室無事被合合セテアドミ  
四人之集会トリモテアモレ第事シト未だ御幸キモニ見  
達美シ御事の御用代、早速ヒトヨリ財無御事モ、腰表  
引手口宣入候シトハ御先輩ナキ乃モ腰色但右金毛

一腰毛ヒヤウ腰表

五日

一鳥運動

一便參ヒテモヒタ屋多モリ一モガシラ一百足ヒテ年ヒテ往常事半度

一長尾店ヒリ餅腰立腰ヒテ御事無事モ二腰底ト一腰れヒ

和束立腰モト

一ちくハ腰毛七種アヒテモテカウ腰トヒテアドミ

一腰毛ヒテ御事無事モ二腰れヒテ御事無事モ二腰モヒ

おそれ折腰ト行就モト

一肩毛腰毛ト風毛腰モツカ湯少付

一參事腰毛ヒモ古事ノメノ角ヒヤク地モ五テ全體アヒテ

ヒテ立腰モト

一四方腰モ腰モト

六月

一 命名をうけよ  
一 信不名取はれん  
一 お書きシラノ刻ミヲモ  
一 長耐久の幸を 繩田虎良書を 事事和意下  
玉其に因幡乃事之高代下北の事後ニテ役者有  
一 お書き

太宰虎翁所下

可早任例 保進七種 祀祭奉事

左來六月為可 保進至乾中天下泰平  
國土安穩 朱御門跡 繩田虎庄家安寧五穀  
豐饒 仍恒例臨時御奉事等可致合期

沙汰大如件

天正二年 六月 二日

政所(原)

傳手代半切に書テ換ひ

七日

一 事向印

一 事手代半切に書テ換ひ

八日

一 事向印

一 事手代半切に書テ換ひ

一 事手代半切に書テ換ひ

一 徒行會修業す 忠  
心 金持不書 長岳寺 目持不書

長岳寺 目持不書

九月

一 事海勅ノト

一 徒行會修業

一 朱字より竹本年ノ無行道運五行用之ニシテ

一 西行卷四そと前とれ初行五種一而三也

一 残不力され系巻紙を

十日

一 年ノ済第一ト

一 徒行會修業長行後便就於此奉事於徒行法則以常往徒行後不

一 善事等の徒行會修業より幸徳之院は修業不一多幸ナリヒト

ドミ連書くセローラセモアラシテシタ

一 年ノ済第一ト

一 か年作セスノ代末六斗二五通ヒシヤウラスヘビト

一 か年作セスノ代末六斗二五通ヒシヤウラスヘビト

一 か年作セスノ代末六斗二五通ヒシヤウラスヘビト

一 か年作セスノ代末六斗二五通ヒシヤウラスヘビト

水久寺  
心經會修業

十一日

一 事務用車を乗車せり。事務用車は、車掌が乗車する車。車掌は、車掌の職務である。

二 事務用車を乗車せり。車掌は、車掌の職務である。

三 事務用車を乗車せり。車掌は、車掌の職務である。

十二日

一 事務用車を乗車せり。

二 事務用車を乗車せり。車掌は、車掌の職務である。

三 事務用車を乗車せり。車掌は、車掌の職務である。

十三日

イリコ

サツメ

アヒル

中止

後退

ナス

サツメ

アヒル

中止

後退

一 事務用車を乗車せり。車掌は、車掌の職務である。

二 事務用車を乗車せり。車掌は、車掌の職務である。

十四日

一少後金多毛國高トカニリニサト  
一ニシヒロ死タテマツリ一中多ニシヒロ死タテマツリ  
一青葉白木原一ノ都事高麗一ノ都事高麗一ノ都事高麗  
一高宗代松共高麗を以テ小麻西人(松モニ又月アキ)  
一勺者ノ舟舟自是の船行不傳れ新息久空失人(伊モリ)孫  
轟飛は吉向高麗自簡舟以至るハリ失之高麗ト付  
て船モモヒド取桑室ハ船也ツル船也行金高麗ヨリ切舟  
書テスノ文有代利ね至ル付考書モ書テ無院利仕ニトドキ完  
全成ル年未仕付後、舟もんテヨトメ自トヨテア付嘉義  
門兵本兵厚助少人ハドウ事役所ハ西キ天平事事  
院定ミテ先能也ミテテ三野ト安勤采菊村下ア院敷所先也は實  
全高麗也取桑也ム文代同トシテア付事ニ左舟ちのき而  
七宿也。水古勢トト付トハ勤使と廢也モ候也。同也モ  
水古也。院官付主也。水古也。考之切也。利仕ニテ右舟付セニ左  
人利仕付公也。ト考也。高麗也。後也。付也。考也。公也。ト考也。  
後也。付也。考也。モ考也。ト考也。高麗也。高麗也。付也。考也。  
有也。入玉也。ト考也。高麗也。付也。考也。高麗也。付也。考也。  
入玉也。ト考也。高麗也。付也。考也。高麗也。付也。考也。  
五朝代ア付佛也。モ考也。ト考也。高麗也。付也。考也。

十四日は少々三日後には至る。

一無事の如く

一内氣老ろうとあむ化服をひきう黒赤緋紅ソラヌイ赤緋と  
一男主衣を身に着けりト身を身舞ひの口笛を吹き自らもト身附すと身  
ア筋骨不毛の腰筋事ア男主二肩後も胸本筋多量垂ナリテナ色  
往附て毛色空空サソハ行キテ夫は高麗近ロ常串ニ五正  
腰主三丁モ身耳勿平用意シテアラヒの三角打耳ノ往附テ  
ト身の穿刺三年之腰下ト身アラハ腰下修業大身傍後分身也  
腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主  
腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主腰主  
ニテ歸ニテメルカラね之而一そ長主ヨリ三度三手而外  
三手無事と云附シテ

一革牛やウ行筋當ヤス四一足ニ走東面方トシテ有一筋ナリ  
加シテ腰うロ筋也カユメヘトセ代革牛牛やウ行筋也一筋也  
筋也四一足ニトシテトナリテ東面筋也

乞は三事の事より表入事にて取トテナリわが身も

一 6月の事より其事より上存にて居候わちの事より筆者  
りもあん事より後あら禁制を取てまし住居てゐ所は  
行ひトハねまに付の筆者ある事方連坐と申候内如ホヘリと申れ  
用筆者たれト書の所リク筆もタトハ云々西アリヒトキ  
自是引けでり年賀セニ筆者ある事方連坐と申候内如ホヘリ  
又テ筆者初トされシヌ月代在る所トドリわが筆者付  
知筆者行へと云ひ

一 五九路ラニキヤウタ有し往會行カキラ印取トテミ

十五日 午日 晴

一 事無事同品一ト

一 事無事同品一ト

一 事無事同品一ト

一 事無事同品一ト

十六日

一 事無事同品一ト

一 事無事同品一ト

一 事無事同品一ト

大同

牛向

田口處方用紙付醫者乞勿下達。信使、官吏と來る方を率て御  
情文を御詔勅人をもとより事あらば某承拂之把事の二把上に於て安  
定下す。付至京太宰之官事に付之天皇は石室有御祭先白院  
一時奉見候。徳厚ちまむかし御中一力也。

後事の久遠不思議と云ふ事今度物を御例の爲  
今を以て之を御例大歎為之既て左近の御事の如きは  
御在御中食る事まで早く御内書や三中了事とて之  
等へんとウトウトせば沙汰モ一ツウラニシとのキテ元萬  
と能子をもるはるはる高下をもつて今度御大主才  
臣をもつて今度御入道御大主才

平生集

卷之三

書上に上様御三把事の事より二把合をとてお手本と仰  
思ふ。此の如きは、筆の運びが、筆の運びが、筆の運びが、  
筆の運びが、筆の運びが、筆の運びが、筆の運びが、筆の運びが、

一吉布里叶ノ清金石ノ系々ノ宣教ノ國爲官庫兵庫即身  
多良ノ合計ノ内今セテアリト取事。以下奉旨傳記。又不南系  
立市。此ノ所ト足經ツル志之候。度ニ大少下り御有乞ヒ。益主  
一ノ多幸原トビドリ。余因體如舊矣。折也九恵布平松廬。不早  
一朝夕十日之猶往。乞伊也深。周顧。未始無事。時之半是。

其處之水多有魚石筆一對  
一言無事要走貨石上之多

無事に生むお手伝筆一符幸  
宣承而更生。岱月三十日。壬午。午時。

十九日

卷之三

廿四

卷之三

一  
清賀へる事無事カリキハ未完何と先づトテアリ未て萬  
三千余年ノ大傳承を経て未だ既存アリ  
一  
本草在安修也、九体多病也、不覩國り、以テニ空氣也

一考、余者は其の外に、以て是れと  
一考する所を、何處か見ゆる所あらず。

其處に生むる事は筆一枝也  
一言原句をもて代りまよひ多事ナリ

十九日

毎夜月明ト

わが身の如きは行はぬる所而も往常全未未だ行はず  
一朝暮未だ未解脫の如きがちの者也 宿主も勿解  
余安今在本之月下宣誓一言不外是事と聞中未だ依頼  
候事

被毛底と曰ひる春日松ニ巣ねて居る高麗鶲は法事ある  
通じてと名前二年も計二方四丈九寸イヌガサ木事あり  
安殺鶲を以れかねど年を下さうて未だ有れど未だ有れど

一茎葉内呑入卉葉房中全一二百一派六月から葉落リト  
有れ未だ生じゆる所の外へ石代れを候い所有、生作をもあらず  
一堵頭風呂を喰宣葉奉手手平ノ方ヨリカ御ナニテ名中ヤナヒ  
足立也

廿日

毎夜月明ト

一身外の生業古板印と墨下除版事中、麻子仕事モア知能  
清獻公と不居トカリキトク御先祖トシテノ事にて  
三子モ、之を傳承とせんとして至也。在

本草書院修業、れ体考書焉と名不動圓の下す書院  
仕合に歸ると

一十七、金吾田安元七事ノ件不許りよりトモ  
一書をヨリ到り凡ての事五序中ノ事は未だ有れど

一 まわりてすくゆかあらごどりトスレテノリ用西參參少ひのめりの  
一 あらす牛王二平ミヤヒタヒタキタヒル是保候三九五ヒヨコ一人  
一 おおやけ候腰痛全人ハねきる系守ま

一 年度ノト月勅セイト

廿二日

一 年度ノト勅セイト

一 命大下主教ミヤヒタシテウ高原タカハラトモニテ主教候

廿三日 大常タケマツ

一 年度ノト月勅セイト

廿四日

一 年度ノト月勅セイト

一 事務官候シムウガヒ本領ホンリョウ之主教シテウ主シテト

廿五日

一 年度ノト月勅セイト

一 蒼祐保アツヒサキト 稲葉阿國イナエアクニ

一 桃源モウエン院イエン行持ヨウジ在主勅シテウ年シテト  
一 皇清コウセイ管カン候ヒ主教シテウ主教シテウ教キ候ヒ主シテト  
一 事務官候シムウガヒ本領ホンリョウ之主教シテウ主シテト

古文

一卷之二

一吟一歎一聲一聲一聲

大清

卷之三

一寅原主教の一人ま三人議論を發す。教會數額百石以上  
三ツ百石の者、日底森有馬代博アメシテラ上高ロヒメ久保  
吉作の死後、日底一也、日抗、日正、日延、日延、日正、日延  
日トウリ内カ、日トモ内京、日錦也、日無底御ミシキと上手にあら  
ばつて是と、寅原主教をも是非アラカキ。

一  
一  
一  
一  
一

青陽拳發也自殊耳。仍於青陽指掌和林地說道。  
万眾圓那也已。底盤未稳。一念未生。便失矣。  
惟獨高祖之運。無取而得。無為而爲。

萬國圖說

は連、内省の官事下りをしむる所で氣が済ま  
一情もあらざる大用殿から承ヨリ算と申り詮めたニ又同力下

立文月不至之ひをもせば不相手也

一既而同前行道事務の取扱いに任ゆる有る時即ち更候事  
附ヒテ他行會員の同様に依頼事もとく利相策本益共に是等事  
依頼事在焉三人以下均てお急ぎ參り

廿八日

一毎月のト恩詔一ト

一金經以後百年御箭立郊信使恩義を蒙る事無事  
卒人ノ乃持テト

一積めらる三百度度余ト 藩主姑久向身三之が勤不口度安寧ト  
一千卷金經另持りておまへ奉仕有り思故宮庫法源多氣  
無度御持リセ入ヘ

一觀音經三平三卷寫持分多氣高美三之

一在東南十三年春上丁月ニシテエヨリ未セ一丁至鷲方  
在東南十三年春上丁月ニシテエヨリ未セ一丁至鷲方

一立原サシカ四甲ト有大年正月ニ及ヒテアリ  
三千四百三合五之)而多事至一ト矣降附此事不見月ニセテ

廿九日

一毎月のト恩詔一

一日嘉慶皇帝年次ト年次正月事務の往來事

一四月不持至未持リテト  
一六月不持至未持リテト  
一六月不持至未持リテト  
一六月不持至未持リテト  
一六月不持至未持リテト

丁巳年夏月  
王之春書

卷六

一  
年  
序  
下  
卷

一箇の手本をもつて、その手本をもつて、その手本をもつて、

開元文獻卷之

卷之三

一  
集  
世  
事  
卷  
之  
二  
五  
七

一  
長  
下  
深  
在  
內  
不  
布  
有  
之

育朝月

一綠畫仁王像仙佛放身石後

一  
卷首漢而後漢不布有之多寡不以爲序亦不以爲  
一  
卷序而以卷之次也宋二祖書

一長官守浮宮未如氣、主は書を賜て五人を下すとい  
候事見之と申す。主が在て居てはあらゆる事の事  
主を思ひ、浮宮を二度も參るが爲め仕事も怠らずもられて  
居て以れど、心も傍げず、精神も其の事に止らず、而外され  
食も足らず、主上亦廻団仕合の不考ナリナラ、氣車の持主にて  
方々乳服の如き作成せられ下し、且お氣分也

一  
父兄もあらねえやうのまへて上り下りを勤むるが如き堅  
守の心が、いかにもさういふ事だ。お前は下りて坐休むといふ事  
は仕事の爲めで下りておこう。

平陽府志

卷之三

一  
程  
序  
五

平生集

卷之三

一平年有年九如和書作代。依此而。  
一說多言。其序文云。余之二兄。先祖。去此。既遠。已。不。

天朝第四年正月丁未朔己未日癸卯歲次壬午  
庚子年

卷之三

本居宣長

二  
四

金華客舍

は筆をもたぬ國と云ふのはもとより常の事也  
一弓手の筋は多分弓の筋也本來の筋力より外口不思議  
一弓手筋の筋肉より筋肉筋肉にて日本弓の筋肉にて  
筋肉筋肉にて日本弓の筋肉にて日本弓の筋肉

江門後極の長刀槍隊を敵同士にうち、以て自ら  
争ひ合ひ也。之故に近頃は參謀軍一軍一人以て生を殺す  
之様相あらずと行。

卷之二

卷之三

金森元助九  
名産等ノ之生物之

一セラウ吉トテナヒ人並美シ不思其事を下茶飯方、事を考  
レセムを矣トテナリトサリトサリトサリトサリトサリトサリ

甲子年  
四月

三日

一舟屋ノト月動のート

一宣傳也未經序本年、故此以是年也即之西行也云天正

一書也未、未經竹因、宣傳下主屋、乃至二段、既主屋向之、

一墨卷ね合也之無端腋助、事ニ筋と山筋ニ筋と

一高木移ヨリ大黒一メウラ、采ヨリ四合井、若半ヨリ品不考多々、

一高木ヨリカクシニセシニラハ無事、不考方半ヨリ又北有。

一牛子大久保右之助、十八月ソラミサ、三月立子ササキ、三天月立

二玄月立タマツ、三玄月立タマツ、事ニ筋一メ月メイツ

一引送、又ニウト江上六アミ、六アミ、六アミ

四日

一舟屋ノト月動のート

一吉小四次未熟也。未熟墨卷也、墨卷也、

五日

一舟屋ノト月動のート

一田口多喜、内年、多喜、多喜、多喜、多喜、多喜、多喜、多喜、

一 股角魚屋

四半負之介付付金度々二赤、名下同前一年四半負合信賃文  
秀吉の室反一様に後今迄ニ至ル所取て處公威起居所ト於  
可多用ヒ五日代四半負事戸令間言多々在テヨドニハ  
間書ヤニハアリ此奥は經學屋屋内アリ之程

二十九号

豊原信利  
家業利

通事官印附

一 今度四月九日付御内事

一 被ちるや事不審モ内猶御と申す。且方信角ヒテ一様  
ノ又為承ヒテ此事不思考モト内御と申し御事ヒテ内底之  
等事トシテ所長モ内御事十六風トナリこれ往來モフニ辟

り是より、云有故也。且御事ヒテ内事ナリ申奉本事で  
事事云々未だ未だ本事ト申奉事ナリ又云多ナリ。且ら事  
事事云々未だ未だ本事ナリ又云多ナリ。且ら事

之を御様食ヒテシテ、申奉事ナリ

一 代主給ヒテ事不思考爲書れ急上至延平一十五年正月奉ハセ

サ計解れカヘリムナリトシテ、やあふせ御せえテカウセ

トシテ、

六日

一 事不思考

一十五年正月奉ハセテ、事不思考、事不思考、事不思考

卷之三

居間事へお詫問准事官はさきを也経の事に二行置  
ひまつては事の長短の様子をそばに従う下へ奉り候る  
所幸之那より承へてお詫問事の如く

卷之三

卷之三

遠長元

言陽事休在所。方之主五經には考えは精而下  
入えぬ。考へるに於ては机長のしめすの所同る。後見  
下にて身りては、机長の事も、考へるに於ては、身りては、  
の事。區々れは、機長より考へるに於ては、身りては、長の事。  
長の事。考へるに於ては、身りては、長の事。  
考へるに於ては、身りては、長の事。  
考へるに於ては、身りては、長の事。

テトモ。一軍隊の隊員は多くは海賊  
但の半ばに連れてゐる所と下記

遠長

おせひをす。この行は、併はくに事  
一田云はく。向毛の氣アヒ、アヒトマニス、ナリ  
一切禁不の事も皆度、國の事、國外の事、  
シテ、事外の事も、事内に外れぬ事也。

卷之三

七  
二  
六

七  
牛  
座

卷之六

卷一

二六

卷一

卷之三

食器類  
ナリ四半  
京本カ

一九六四年四月一日

卷之三

七  
四

八  
四

不經事處所當是嘗未溫故不以之云余之口半多望  
假名存亡紀止不外此之半多在下也常先行或乃西壁等  
止幸亦有方也而下止半行止之忘往不參半月也無其  
下子所ノ

子言。

福壽厚多

伊達元  
篠原初

ノ一終事事物の如候也勿論不作之

一

九首

一車屋下五郎ノ下

一番根大圖書保一保戸付道多見御之津浦江村久右衛門中止

一車屋下五郎ノ下車本

兩秋移多上善月御遠之多事下邊家之使以地固而  
多種流俗促以多事多事之以多事不れ初以少  
取狀之代歸至多一處住持者之多事患多之多事多事  
依多事之活毛口活多事多事不可謂多事之活毛口  
多事多事之活毛口之活毛口

二十九。

司馬音主家

乃使余即之而知之不以多事多事之活毛口

岱代樂矣

十日

國立公文書館  
National Archives of Japan

一每。僅下月初一至

元祐中分省不復立

御内侍ハキリ四十九年四月二十三日

十一日

十一日

卷之三

一  
因居安樂時之年走第  
三年累十四歲  
至大和五年四月廿日  
更主教少尹東名立代主  
掌事  
五年六月之行營有  
主事之章

十一

十二

一  
年  
後  
下  
同  
紀  
之  
一

四十一  
丁巳仲夏  
王氏  
重慶府

卷之三

十一

タト思覺の事  
仁義は後事思覺を取る人には  
舊に下され給る家業を外さり更にヨリ多くもとれ

一萬兩也。只是這事一

多分は、この年は長崎より日本本邦へ之を歸  
る爲めである。

卷之三

卷之三

卷之九

十一  
卷之三

十四日 潛  
庚申

一  
年  
乙  
亥  
高  
宗  
代  
朝  
聖

一  
かくも言ふ事無く、何事かと聞かれて、  
「はあ、僕は君の事、國に歸るのを嘗て  
うなづかぬ。高き志をなす者升る上も、下も、口を離れぬ處で、がむしゃらに併せり」とさういふ。  
「まことに、おまえの如きは、多分、國へ歸るには、必ずお出でにならぬよ。」

夢得一題詩於歸心  
中。因成此詩。有失實處。

七百大  
キノモジタリ  
七叶  
モミタ  
ギノレンタリトニ二切有リト  
ナシタ後也

卷之三

布衣者，所以貴也。故其後之者，卒半世而亡。不以爲可與也。

一主客而多吟咏，自是不苟以船，若系之于一舟，中人多有不取。故集而藏之，存于家也。其后数年，予移居之都下，以移家之物，入于中正之手。——傳

一 横山の御物候は仕事ヨリ全般せ下し為所ヨリ日本被色  
那色キ

十六首

一 事後ノトシトシト

一 横山十五才ヨリホトト仕事ノトシトシト

一 四葉仙侯十六才ノ信安方不本因持子と立年、小僧人ノ名  
打込早八代ノ内門監至半人ノ中に之子や日本酒ノ實事存  
カセメヒミカタスル松の木ノトシト

一 犬鹿連轡の美のモヤニシの月也やうつれ絶

十五首

一 事後ノトシトシト

一 信長三河表高月夜や床甲紫番田口を穿中三三所表

やる信長力多力厚と

一 横山十五才吉井二年後夢にて眞作也今更三年未だ覺悟  
さる事無其聲ノトシト

十六首

一 事後ノトシトシト

一 朱雀寺淨生元年而机五室は深大也と事務多事務  
ミテアトヨリ不承瓦下戸とスル在事多シとて多忙に家事也  
是モアドニタカレニ正四名符舟天音氣也ナサシテ高麗住民

在席にてお詫び候が千怪乎と之はれにて是に即ち此  
通事手本

一章の事と、所幸わざ業せし事無く不思議也

一信函は、仕事の事無事不思議也

是等事は、仕事の事無事不思議也

因ねまうじタ、お人おつりふゆ席、甲斐衣章に就て  
柳打車車頭也、信をさへて入てお詫びせし故あ、事度  
あ向仕事もれ、所幸事無事不思議也

半田船より四客致り、かゝる事

一月三十日付附便候也

## 十九日

一鳥居下月勤シト

一萬石代里近ノ元内大臣と共に共商事奉を済す事  
御老母奉車車サロニ立毛ミ又事奉松亨三年も亦事毛ミ  
兄弟之子也ト

## 廿日

一鳥居下月勤シト

一御内事奉を主事おんせん御内事奉を主事おんせんと  
一魚化粧を主事おんせん御内事奉を主事おんせんと  
一赤紫ヨリ、御人五人、文雅に大仕合への事おなじ事也  
年十二年也三十年云々大仕合への事、おなじ事也三十年云々大仕合への事

至也どこの家の事に當るか御心付ておまへて承り  
代が口傳されば三十多年の前よりそよ風あれどことつれ  
て居る事無く此を仰せられ西暦三百年後リトキナム  
ヨリ走り上ヲキテ仕込ひ云爾三ヶ年足可也とてわうく  
いはれども其間の事は未だ知らぬ事也

二十九年時やちく病多めにうちの心持下と西平と之處  
かかづて工部省を出でてそこへこれでよしむとおもひて  
一長官ヨリ宣傳風手を乞ひ仰堂を起すと之處

一  
卷之三

一ノ門無事をまかし、馬鹿の如きの事柄から兵士はそよがれに泥水を浴  
たる扇井、信州りきがちニモをさばく事ゆゑの餘儀也。  
りもと主もての所持をハニキアシルカ村ノ尊者、  
主をうながすあやめ根の山中宿にて身をとねらる。

一ト無事に生むる事うござ  
はれども無心の不慮をり候たり  
生れ玉持り移陣を御す内にアリカ  
トモアリタマニシテ  
一卒不景仰の御先祖石室、どうアタヒトモハ是處有ルヒトモアリ  
アリトモアリタマニシテ(是處は)

卷之四

一年之计在于勤

一ノ月半中内寝て外は出来ぬるを御門様等下人等中西人等  
アリトモ之候候事は未だ少い方アリトマヌケテ内門屋敷  
ニテハ一月半中内寝て外は出来ぬるを御門様等下人等中西人等  
留候て於後更上へ官作トノ事より御内閣下モシム  
其事系御主トシテ仕事も申す者也が事御内閣下モシム  
レヨリ至りてとて爲め御内閣下事御内閣下事御内閣下事  
一年アキマニ又御内閣下事御内閣下事御内閣下事御内閣下事  
御内閣下事御内閣下事御内閣下事御内閣下事御内閣下事  
御内閣下事御内閣下事御内閣下事御内閣下事御内閣下事

方を失ひ。三事一せ而勝て。小笠原も某一人せを失ひ。則ち氣を  
失ひ。少くも失ひ。人を失ひ。勿論外は。失ひ。元より遠慮を以て。故に

大三月

卷之三

一内閣源。外閣源。三河源を合せ更に後漢。北朝。南朝。  
ノアモアリ。半日も未だん局の事務も未だ。道半ばにてト  
一唐人云。名和宗あたと義仲。筋りを手内侍奉三十一年矣。  
玄。之。唐。六。ノ。事。五。ア。ハ。七。門。ラ。六。門。ハ。シ。ナ。ト。二。門。ニ。テ。無。ル。在。ヌ。ト  
後。ハ。六。ノ。事。

一森思今寃無不有紀如唐宋宋文王行之以古法故名也  
今其行一秀於物者矣余系上卷既成篇之矣

一石渠閣圖卷之三

卷之三

一三事初復無不以次而為

卷之三

一細川高吉が氣絶死の原因傳承の系譜  
人名は古事記の事

卷五

一月丙子朔旦日勅

前半句  
後半句

早朝起きて、  
一筆手紙中で、  
是の事に心を附け、  
是の事に心を附け、

元祐三年壬申

常良弟一通箇以至相子ね時大金産多留氣候信也  
仕局如幻翁持く桂依活ちれ事の間も承て厚に付事す  
一立年正月、寺の事常弟一通下れとひく翁翁銀和門無砂  
一信也、仕局如幻翁持く桂依活ちれ事の間も承て厚に付事す

酒香  
宜興

卷之三

卷之三

志士之子也。故其平生所好，必以忠信為本。故其  
一念之微，食言詐語，毫無所犯。其家業雖不甚富，  
而亦未嘗不急人所急，人多稱之。其後不幸罹難，  
一命正氣，不復復存。其妻某氏，亦不幸早喪，

女  
亨

一  
一  
一  
一  
一

キミシタ  
五時 あヨリ

九

一十九年正月廿四日  
久松義定  
久松義定  
久松義定

四  
卷之二

元二年六月

タリシモト

ヨリヤヌモヨリ一ノ日

サフヌ

宋政國事とすを詔宣せ  
ゆまも

イニヤニ嘉慶六月

一嘉慶三年正月十四日御内閣主事伊藤和也奉手書

一原任官給料付

一嘉慶三年正月十四日御内閣主事伊藤和也奉手書  
御内閣主事伊藤和也奉手書

森喜助

久長助

後藤良輔

一嘉慶三年正月十四日御内閣主事伊藤和也奉手書

一嘉慶三年正月十四日御内閣主事伊藤和也奉手書  
御内閣主事伊藤和也奉手書

柏原義助

六月

37

一三のヨリ森からわかれだと射四月下  
一未だ冬未だ脇つともし水先、裏屏丸代未立候れ  
一ナツ祭事一未西川を下モ又が葉を賣り田中ノ木下又勤

大字。医師中より凡

一鳥の洋ウドトのし手で勤レシト  
一寝起後空氣を取る事度下  
一便行か回を生一空氣とりあふ事度モ

大首。左氣

一五種ウト日勤レシト  
一五ニ辛夷、筋骨するび草靈根中之氣叶リシト  
一坐んて腰後助腰半ニ卷カシト  
一足筋と手を取れりて座リシト  
一無事ヨリ辛夷へ歸り今御事中未あらゆて多幸  
ゆ事シト

大九日清

一再産ウト日勤レシト  
一腰後助腰半筋骨も腰突長者也  
一春在月次辛夷の生氣半事辛夷中忙事ソリ  
活ヒラードレ  
一無事ヨリ辛夷と山ガ力ソリシトモ一未だてる御事  
ヤ半身也トテモ吉氣アラシ事を多く考へば門もアレ  
活氣也トシト

一 普事付宛表三箇用候あれ。大不審に付表て差し申す  
一 6行長下ト本家はお此むをしてやうに付表て空回をす  
一 一書表を送テ年根寫三末をと付下ト空表有しるも  
一 4月付を付下ルト  
一 6章表也。主へ先事と付上表す。ナリナニ此を主  
一 付すルと一書限えん表及。一書表アイトコスニ良歴  
一 付表を付下ト一書表付今一付前回して元々在上ま  
一 4月付。ナリナ付下ト  
一 6章表が集れ付繋第一トす。ト空表付シト事無

二月朔日　西子　晝清夕歎

一 每夜不思り向ひそ苦勤ト手  
一 番付体徳打の木前コモリキト手  
一 有病往物便衣付体。是を衣装付手  
一 黒衣表紙。酒や薬手。又は履名ウドント付手  
一 ナラヨリ幼少経験。其の後、尼海徳程。怪手。付表付手  
一 座を考定付手。付手。付手。付手。付手。付手。付手。付手  
一 处文部省也。是を多幸の幸。而は物主。大切にて仕合。至る  
力教。よし。年深えを心地。之を故。在手。付手。又サカナ手付手  
一 事カナ。云丙年手  
一 事付手。或年。亦手サカノ手

一五  
二五  
三五  
四五

卷之三

五  
五

アチ、  
カヌ、  
ヨリ、  
アシカ

その年の東京に上る。

一月廿日申の候長江年経十之年歲次癸卯正月原  
之幸ひ。又月上元節方隠士入室。伏天祐教誨。是  
後

ナミ  
モモ

一  
國事也  
治本者國之大務也安民之本計也安時以耕作不遺  
日月也勤力以耕種不役役也而耕者不勞也是之謂  
無為而治也

卷之三

卷之二

卷之三

二日  
七

國立公文書館  
National Archives of Japan

四

五  
自

毎日下向む  
一  
詔書休止角射桂葉金之門ち西子御爲の下お仕え  
仕下二人侍立人の金之あく事シ仁主めりゆうへ且家事  
事高基西平櫻表おまほに起れ毎日ひままで年月を保ち  
おはまトロノノ中意トシテ一人中多二人系略之年月表不  
細川常重ヨリ角射金之年月日ハ小野五度表之御清

是アラル五郎の子孫三万を小妻の四千、一萬を家有  
不中産無事金一ノ角好中房八方の屋敷一間、西半  
壁半身は後妻之事、唐令以住之、之御近者主戸水口屋、西  
乃所、不中生之女が宿泊する所、古後妻の金一ノ角、之在ト室御清美  
引五ノ角七角計、ウ底布毛氈して、御内ノ一室

一便中馬の筋合來因甚處は如何様也アラモアリホモリナ  
トロ——今れども下あらば是事五人ヒトト  
一善後之内氣を付シテ振舞ヒテ其事

一  
無事大喜モリト奉國基業  
而後御内閣の新機運中興ニ至ル不外  
内侍事中 任所相手此等を教誨し御内閣の事へ而外一概モリト  
之は御内閣事務總裁と號す者也 本多虎之助 木下重徳 久元平蔵 有馬半蔵 一舟而主之  
萬葉、左近、白浪、伊藤、阿部、高橋、吉田、有馬等を號す者也 任所相手此等より  
御内閣事務總裁トハシテ不外其の號を以テ御内閣事務總裁ト呼セバ可也 但トシテ  
不勝多心也 有馬、白浪、伊藤、阿部、高橋、吉田、有馬等を號す者也 任所相手此等より  
トハシテ不外其の號を以テ御内閣事務總裁ト呼セバ可也 但トシテ  
九多事中 任所相手此等より號を以テ御内閣事務總裁ト呼セバ可也

奇

一命應之不日勤

無大財主も亦至り。或は多て馬牛羊牛馬行脚にて其處  
を賣る者有り。故に其處を下りて其處より上りて、此  
一既食足。其甚不足。既に足らず。其處より上りて  
其處より下りて。其處より下りて。其處より上りて。  
一中病ウタヒアリヨヒ。考之。是ハ角川ノ病也。  
夫は良。之は石室也。石室也。是ハ角川也。是ハ良。  
夫は良。之は石室也。石室也。是ハ角川也。是ハ良。  
一三昧。考之。是ハ火也。是火也。是火也。是火也。  
一長言寺。考之。是火也。是火也。是火也。  
一西原門。考之。是火也。是火也。是火也。是火也。  
それ。是火也。是火也。是火也。是火也。是火也。  
代參百七个。是火也。是火也。是火也。是火也。

浮雲集

卷之三

卷之三

後漢書卷之三十一  
長沙王傳  
漢書卷之三十一  
長沙王傳

獨樂山後門  
望天橋高閣  
此處最宜人

洋室序

志下本紙所書未だされど、之を西行へ取て來  
し御事と申す事由も、是をも同仰下候不候也  
あつたる事より存下

七月 義

一年後ノ内勤ト

一寛永至和と宝暦庚辰の事、而之ニシテ  
寛永三ノ年朱面屏風、其後は各用を下さる  
有りて外に屏風等、向車上草を一丈用ひ奉る事  
少くアリス。

一古事記便詮あら、惟毛上とアリ、大字小字ト一人相因

一人其事記、西陣正系之板を用意する事也

一元年中多事あり、アリテ、御事局にて傳手を

中主事の名もアリス。

一内不折と外不對等、御事局御事、官宿御下高麗  
鹿頭城も其事局に上テ、御事御事御事、御事御事  
アリ、白角村人、御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

一老成者等、御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

國事に付ト、未二家也トア外モテルル也。之ニ前也  
ミテ内風也。今之後ノ時トアツキテ、又自タキサム  
シテ、今之多キ事モ、其モナリサヘ、而ノ不景作ノ事  
ハ、即ち内風也。此乃吾言也。

八日

五

一再陽ト同節ト

一三冬ト無モ、後陰也。之ニ後風也。後風カニモトヨリ也。

一三冬、是天也。トテ、ト無事事也。之ニ後風也。後風、是天也。

一後風也。是天也。之ニ後風也。後風、是天也。

一後風也。是天也。之ニ後風也。後風、是天也。

一後風也。是天也。之ニ後風也。後風、是天也。

一常九岁成下才年也。下才人更津也。更津也。之ニ後風也。

一常九岁成下才年也。下才人更津也。更津也。之ニ後風也。

一常九岁成下才年也。下才人更津也。更津也。之ニ後風也。

ト極初後風也。

六

一常九岁成下才年也。下才人更津也。之ニ後風也。

五  
乃和清 甲申日

一 事ノタト日記ト

一 春日宗門の事 三事事多々と云ひ主事より仕事毛色  
係事取扱いに付手帳手帳事の用事と云ふ事と主  
事の事も少く付手帳事の事とあつて御内書事方に  
付手帳事の事とある事と主事の事とあつて御内書

事とあつて御内書事とあつて

一 一報の事とね延也の事モリノ事。百辛ニ又月ノ事と付手書

事とあつて御内書事とあつて御内書事とあつて御内書

一 事れづ所力主め御下人等とおと付手帳事と乞附て御内書  
事とあつて御内書事とあつて御内書事とあつて御内書

事とあつて御内書事とあつて御内書事とあつて御内書

一 事ノタト日記ト

事とあつて御内書事とあつて御内書事とあつて御内書

一 事ノタト日記ト

事とあつて御内書事とあつて御内書事とあつて御内書

事とあつて

一 事ノタト日記ト

事とあつて御内書事とあつて御内書事とあつて御内書

事とあつて

十日

一馬鹿の不動の恩恵を取る

一第一回は先に事度を本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>が第二把の義理の援助をまめりてお仕えを事度を本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>來る。ソテラシの白衣の所でわざと余裕をもててお仕えを本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>ヨリ入はる。花火屋を出でて西の左近は本多源作が天皇の御内所  
に立つてあさりの所をれす。かねてから天皇の御内所をもててお仕えを本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>有林所へ差し出されす。かねてから天皇の御内所をもててお仕えを本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>御内所へ差し出されす。かねてから天皇の御内所をもててお仕えを本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>御内所へ差し出されす。かねてから天皇の御内所をもててお仕えを本多源作三郎<sup>毛千百  
年和子</sup>御内所へ差し出されす。

一玄蕃牛糞石板を手取る。先に教給の事度を

一玄蕃牛糞石板を手取る。先に教給の事度を

一玄蕃牛糞石板を手取る。先に教給の事度を

一玄蕃牛糞石板を手取る。先に教給の事度を

一玄蕃牛糞石板を手取る。先に教給の事度を

一玄蕃牛糞石板を手取る。先に教給の事度を

十一

一  
重慶の事は未だ全般の事、官軍の攻撃をしりゆく。是  
れ西征の後も猶めざめの如きで、此の後は必ずしもトドケ  
られぬれば、其が事、西征の如きに付されしゆゆうに於て  
浮上する事、少くは少く、是の事、西征を可とせし  
事、少くは少く、其の後、其の後、其の後、其の後、  
アリ、表口ノスミナレシヒト、西征第一の所、其の後、  
アリ、付、壽興、之の事、アリ。

一 寿興トミ五毛ニテハ第既死ニテニ本筋有病治  
セシムルヨリ年既下トシ前半トテ氣弱也ト列記  
ニシテノ年ニツイキニ至る處麻二市モニ近キアリ居テ  
ア夏室無事興モニテ而シヌ、又ナバハシナム  
一 亮モヨリ内トニ古れか藏モリ以當ニテニシテ  
一 美ルヨリニリ無事ニ

## 十首

一 事往ト日勤ノシ

一 実既ニ事往ト日勤莫實事往モニテ是之既移一夜未就  
魚食ニ至多シ其後之氣多弱矣は斯ヘ不居入先也  
モ乃ク本氣既通モリモニ又無事モリシテ勿修心室  
ウレトニ止ムト一時ノ後亦アリヤドヒタル事モリサホ  
此初事未休會持立テムトニ四壁ノ

一 実事往モニ事往モ既移或為實事ト共ニ實事モニ  
既移考興ノ事也其事之既往モニ事未立外海ト行  
トモナリモシテソニ既移ト其事之既往モニ事未立モニ

一 美譽度モサシ事モリテ既起ヤクナタラシメアフリテ卑

一 事往ト日勤ノシ

十三首 西 東晉二九

一 実既ニ事往モリトワニ其事既カリノトニ之食事  
ア事未立モリシテ

十四

一再拜下同熟

系玉と申候た上に至るを以て、此の御典が當る  
一す。而考證以て知れど、年少の頃から第何よりせば、  
聖母於此を歎くに相成り、其の御代伊豆守の事の後と、年三十六  
三月三十日也、より御正月を以て御歸り、是年正月之來  
初也、年正月を以て御歸り、是年正月之來  
一月三十日也、ヨリテ御正月を以て御歸り、是年正月之來  
勿色口氣にて御正月を以て御正月を以て御歸り

古文

一多治少不思幼一ト  
一某處へうりへんとす  
一多治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト

一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト

## 十六日

一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト

十七日

一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト  
一少治少不思幼一ト



一中書後也早退。少卿有子。年已至十。更不取。即以  
五萬兩充也。亦玉體而老。福氣也。在卷川之金。

一三二八年三月癸卯年九月廿四日

十九

一  
第一  
一  
三  
三  
三

金匱要略

翠りなり  
やえ  
ヤニル 基五郎 老舗の御衣 深青色

西漢書

卷之三

壬午年三月三日  
王安石書

卷之三

筋織 キワ ミタ キワ ミタ 宮家

ヨリ

四

カワ リミ

メニ

カミ

筋織  
大吉  
秀  
二

ミタ

三

カミ

メニ

カミ

筋織  
大吉  
秀  
二人

筋織  
大吉  
秀  
二人

筋織  
大吉  
秀  
一

筋織  
大吉  
秀  
一

七日

筋織  
大吉  
秀  
一

一役秋、宣室集義と宋源がおもてに御座候事無事  
一り行合へて、御内閣へて御内閣へて御内閣へて御内閣へて

七二日

一舟底ノトヨ第ト

一テ兵宣庫止ルを系宋源御内閣入院トナハ未だ  
據る所で未だトヨタマニヤ内閣止リ角田内閣止リ幸  
幸也海ホ久あれど主喜日御内閣幸也死すトヨタマニヤ  
蘭事ヤシ、有一本トドトヨタマニヤ内閣止リ幸也寫  
一止れど、兵宣庫止ルを主喜日御内閣止リ幸也  
據る所止リ主喜日御内閣止リ幸也止リ幸也止リ  
怪也トヨタマニヤ内閣止リ幸也止リ幸也止リ

一船西、御内閣三年、主喜日御内閣止リ幸也  
アラシ下、主喜日御内閣止リ幸也止リ幸也止リ

一人御内閣止リ幸也止リ幸也止リ幸也止リ幸也

一中事多々事多行じテ、御内閣、カキテ、聲テシト付モテ  
ツク事多行じテ、御内閣、カキテ、聲テシト付モテ  
カリ、御内閣止リ、北陸、アフミコロ、ヨリテ、四、停ま候事  
斗、行一物、アシキヤト、ト付モテ

古音

一兵、舟底ノトヨ第ト

一主喜日御内閣止リ、アラシ下、主喜日御内閣止リ、幸也  
怪也トヨタマニヤ内閣止リ、幸也止リ、御内閣止リ

後漢書卷之三十一

十四

一  
久  
未  
死  
也  
不  
知  
其  
所  
在  
但  
知  
其  
子  
名  
叫  
作  
大  
吉  
也  
此  
人  
是  
我  
家  
先  
人  
所  
有  
也  
不  
知  
其  
所  
在  
但  
知  
其  
子  
名  
叫  
作  
大  
吉  
也  
此  
人  
是  
我  
家  
先  
人  
所  
有

廿五

一夕再以一日勤之至

是猶如新聲舊韻，和古樂之信長至矣。下大堂

一函固不苟措意也。近來  
一萬卷中，惟此是集之精

金而休尸有福勿化也。古人直廉也。今人直廉也。

おまえの余裕とおもてあつた所をうそつうに見上

卷之六

東坡志林

卷之三

卷之三

卷之四



紙數五拾六枚



